# 報告事項

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について



# マイナンバー法等の一部改正法(令和5年法律第48号)の概要

令和5年6月9日公布

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)等の一部改正を行った。

## 【改正のポイント】

#### 1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

■ **理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務**において もマイナンバーの利用の推進を図る。

※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加

- 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。保険医・保険薬剤師に係る事務も含む
- ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

#### 2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に**準ずる事務(事務の性質が同一であるものに限る)**についても、マイナンバーの利用を可能とする。
  - ※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、**主務省令に規定 することで**情報連携を可能とする。

※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能

**⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に** 

#### 3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険各法)

- **乳児**に交付するマイナンバーカードについて**顔写真を不要**とする。
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン 資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を 受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。
- ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

#### 4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- **在外公館**で、国外転出者に対する**マイナンバーカードの交付や電子証明** 書の発行等に関する事務を可能とする。
- 市町村から指定された**郵便局**においても、**マイナンバーカードの交付申 請の受付等**ができるようにする。
- 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する(例:図書館等での活用)。
- ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

#### 5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。
- ⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



#### 6.公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

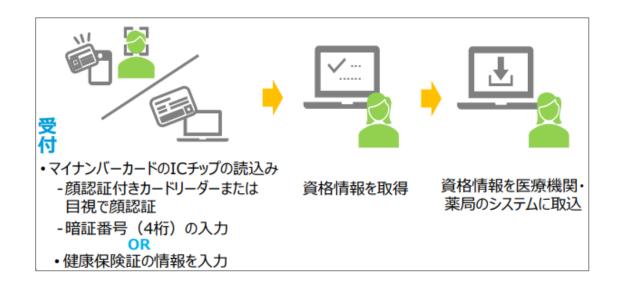
(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等(年金受給者を想定)に対して書留郵便等により一定 事項を通知した上で**同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものとして取り扱われる場合**、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座 として登録可能に。
  - (※1) 公金受取口座は給付のみに利用。
  - (※2) 事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。
- **⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化**

施行期日:公布の日から1年3月以内の政令で定める日(一部を除く。)

## 【オンライン資格確認システムとは】

やむを得ない事情がある医療機関・薬局を除き、令和5年4月からオンライン資格確認システム の導入が原則として義務付けられています。



- オンライン資格確認等システムの導入により、
- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等(加入している医療保険や自己負担限度額等)が** 確認できるようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による事務コストが 削減できます。
- ② また、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や診療/薬剤情報を閲覧できるようになり、より良い医療を受けられる環境となります(マイナポータルでの閲覧も可能)。

# オンライン資格確認のメリット

# 患者 医療 機関・ 薬局

- ・マイナンバーカードを用いて、特定健診情報等、薬剤情報、医療費通知情報を閲覧できます。 本人が同意をすれば、医療関係者と共有し、より良い医療を受けることが出来るようになります。
- ・限度額適用認定証等がなくても、<u>窓口での限度額以上の一時的な支払いが不要</u>となります。 (従来は、一時的に支払いをした後に還付を受けるか、事前に医療保険者等に限度額適用認定証等を申請する必要がありました。)
- ・転職等のライフイベント後でも、**健康保険証としてずっと使うことができます**(医療保険者等への加入の届出は引き続き必要です)。国民健康保険や後期高齢者医療に加入している際の**定期的な保険証の更新が不要**になります。また、**高齢受給者証** (70歳から75歳になるまでの間、自己負担割合を示す証明書)の持参が不要になります。
- ・顔認証により本人確認と保険証確認が同時に行われ、**受付が円滑**になります。保険医療機関等の窓口での資格確認がシステム化されることで、待ち時間が減少することがあります。
- ・病院システムへの資格情報の**入力の手間が軽減され、誤記リスクが減少**します。
- ・正しい資格情報の確認ができないことでレセプト請求後に返戻されていましたが、オンラインでの即時の資格確認により<u>レ</u>セプトの返戻を回避でき、患者等への確認事務が減少します。未収金の減少につながります。
- ・マイナンバーカードを持っている患者の同意を得て、**薬剤情報、特定健診情報等を閲覧**することが出来るようになり、**より 正確な情報に基づく適切な医療を提供**することが出来ます。
- ・<u>災害時</u>には、マイナンバーカードを持っていない患者であっても、薬剤情報、特定健診情報等を閲覧することが可能となります。(患者の同意は必要です。)
- ・被保険者証の資格確認がシステム化されることで、窓口の混雑が緩和されます。

## 保険者

- ・資格喪失後の被保険者証の使用が抑制されます。
- ・資格喪失後の被保険者証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求の事務処理負担(資格喪失や異動後の資格情報の照会、 医療保険者間調整、本人への請求等の事務作業)が減少します。
- ・限度額適用認定証等の適用区分や負担割合等が保険医療機関等に正確に伝わり、**レセプトにかかる保険医療機関等との調整 が減少**します。
- · 限度額適用認定証等の申請にかかる事務手続きや認定証等の発行が減少します。

# オンライン資格確認における登録データの正確性の確保

# 1. 新規の誤り事案の発 生を防止

## (1) 新規登録データの正確性確保

- 資格取得の届出における被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化 【省令改正:6/1施行】
- やむを得ず保険者がJ-LIS照会して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず5情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所)により照会を行うこと明確化 【通知改正:6/1施行】

## (2) 新規登録データの全件チェック

新規登録時に全件J-LIS照会を実施[システム改修を行い、来年度から実施予定]

## 2. 登録済みデータの点検

## (3)全保険者による点検【新規】※5月23日厚生労働大臣より表明

- 全保険者に対し、漢字氏名や住所を確認せずに、3情報一致により個人番号を取得するなど、加入者のデータ登録等を行う際の本来の事務処理要領と異なる方法で行ったことはなかったか点検を要請。該当する加入者情報がある場合には、J-LIS照会による5情報の一致等の確認を行うこととし、6月末までに作業状況の報告を、7月末までに作業結果の報告を求める。
  - (4) 登録済みデータ全体のチェック【新規】\* 5月23日厚生労働大臣より表明
- 登録済みデータ全体を対象に5情報についてJ-LIS照会を行い、異なる個人番号が登録されている疑いがあるものについて、本人に送付する等により確認を行う。

b

R5.6.29時点

# 令和6年秋に向けたロードマップ

		2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	
①保険者による迅速か つ正確なデータ登録 の徹底	・新規登録データの誤 登録再発防止	<ul> <li>▼ 資格取得届出のマイナンバーの記載義務を明確化 (省令改正:6/1施行)</li> <li>▼ マイナンバー提出が困難な場合のJ-LIS照会手順を明確化 (通知改正:6/1適用)</li> </ul>	新規登録データについて全件システム チェックによりJ-LIS照会を実施	
	・登録済みデータの総 点検		D疑いがあるものについて、 に送付する等により確認 令 和	
②医療現場等における オンライン資格確認の 円滑な運用	<ul><li>・マイナンバーカード によるオンライン資格 確認を行うことができ ない場合の対応</li></ul>		方に基づいた取扱い F8月診療分から) 保険 証	
	<ul><li>・医療現場における実務上の課題の実態把握</li></ul>	コールセンターの問い合わせ分析/現場の課 トラブルシューティングのQ&Aをさ	照等ヒアリング <b>廃</b> 止	
	・高齢者・障害者施設 入居者等への対応	施設等による申請とりま	宅への出張申請受付の推進 にとめ・代理受取りの推進 アル等の作成・発出	

- ※ その他、保険証廃止に向け、マイナンバーカードの取得促進、資格確認書の運用整理、訪問診療等や柔整あはき施術所等におけるオンライン資格確認の実施、スマホ搭載されたマイナンバーカード機能を活用したオンライン資格確認の開発等についても進める。
- ※ 法律に基づき、令和7年秋まで、最大1年間、発行済みの健康保険証が使える猶予期間となる。

# 参考資料

## 【マイナンバーカードの申請・交付・保有状況】

	슴計	人口に対する割合※
有効申請受付数(累計) 【令和5年7月9日(日)時点】	97, 435, 059	約77. 4%
交付枚数(累計) 【令和5年7月9日(日)時点】	93, 374, 197	約74. 1%
保有枚数 【令和5年6月30日(金)時点】	88, 155, 973	約70.0%

<sup>※</sup>令和4年1月1日時点の住基人口(125,927,902人)に対する割合

## 【福島県のマイナンバーカード交付状況】

## (令和5年6月末時点)

都道府県名	人口 (R4.1.1時点)	交付枚数(累計)	保有枚数	人口に対する 保有枚数率
福島県	1,841,244	1,367,751	1,294,693	70.3%

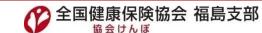
総務省HP「マイナンバーカード交付状況について」

## 【マイナンバーカードの利用登録状況】

(2023年07月09日時点)

64,938,401

厚生労働省HP「マイナンバーカードの健康保険証利用について」



有効申請受付件数・交付枚数:再交付、更新を含むこれまでに有効に申請受付された又は交付されたカードの累計枚数

保有枚数:現に保有されているカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの)

## 【オンライン資格確認システムの導入状況】

## (2023/7/9時点)

### 1. 保険医療機関·薬局全体

準備完了施設数

運用開始施設数

194,274施設(84.6%), 181,692施設(79.2%)

(参考) 全施設数 229,507施設

全施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考)全施設数
病院	93.7%	89.4%	8,166
医科診療所	81.8%	74.9%	89,687
歯科診療所	79.0%	72.0%	70,053
薬局	94.0%	92.1%	61,601

(注1) 顔認証付きカードリーダー申込数は210,926施設(91.9%)

#### 2. 義務化対象施設 (令和4年度末時点施設)

準備完了施設数

運用開始施設数

191,473施設(90.7%), 179,374施設(85.0%)

(参考) 義務化対象施設数 211,128施設

#### 義務化対象施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考)	全施設数
病院	94.2%	90.0%		8,088
医科診療所	88.0%	80.7%		82,318
歯科診療所	87.5%	80.0%		61,640
薬局	97.2%	95.4%		59,082

- (注2) 顔認証付きカードリーダー申込数は207,350施設(98.2%)
- (注3)義務化対象施設に対する割合は、オンライン資格確認が義務化された令和5年4月1日時点までに 導入又は経過措置の届出が求められた医療機関・薬局(支払基金へのレセプト請求ベース)を対象として算出。

厚生労働省HP【マイナンバーカードの利用登録状況】